

業務名： 那覇港内施設建築基準法第12条点検業務委託（R8）

質 問 内 容	入札参加資格の業務実績に「建築基準法第12条に基づく点検に関する業務履行実績（建築一般）」とありますが、「官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づき、国家機関の建築物について敷地及び構造の損傷、腐食その他の劣化状況の点検」を実施した業務についても、点検の目的及び内容が同等であることから、本要件における履行実績として認められますでしょうか。 ※スペースが足りない場合は、適宜の用紙を追加してください。
------------------	---



(回答)

貴見のとおりです。